

鳥取県告示第 776 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市俣谷字男女岩372の2、字三番花373、字モラガ畑374、375の1から375の3まで、375の44、375の45、376の1、大河内字高山672の1、字スンボウ707の1、字釜谷平709の1、字中谷平771の1、771の29、字追回シ772の1、772の2、字にが谷773の1、773の24、字大峯774の1、774の125、上大立字北ヶ谷奥217の1、217の8から217の11まで、218、字コボソウ谷505の1から505の4まで、字志葛根506の2から506の4まで、字隣積507の2、507の3、字淡葛根508の2、508の3、字上桃ノ木谷534、字蟬谷535の1から535の4まで、字一番ヶ杉536の2、536の3、字片枝谷537の2、537の3、字下大流540の1（次の図に示す部分に限る。）、540の2から540の4まで、540の6、字蛇抜谷553の2から553の4まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）